

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年1月14日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 8 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	取水設備固定式バースクリーン(E)、レーキ付バースクリーン(E)及びトラベリングスクリーン(E)点検時、各スクリーン本体(フレーム、側板、天板)に腐食及びチェーンに摩耗が認められたため、当該部を補修。	D	
2	2号機	中性子計装系局部出力領域モニタ(LPRM 32-49B)において、指示値の瞬時上昇及び同モニタの高警報が発生したため、当該モニタをバイパス、検出器の電気的特性試験を実施。	D	
3	3号機	補機冷却海水系電解鉄イオン供給装置海水供給ポンプ(B)点検時、インペラ羽根付根部に線状指示模様、グラウンド部に摩耗及びカップリングゴムにひびが認められたため、対応検討。	D	
4	3号機	タービン蒸気加減弁(#1, #3, #4)点検時、同弁のガイドローラ及びローラ枠に摩耗が認められたため、当該部品を交換。	D	
5	3号機	循環水ポンプ(C)用電動機点検時、端子箱(軸電流検出用)内に油の浸入が認められたため、ケーブル引き出し部をシール処理。	D	
6	3号機	循環水ポンプ(C)用電動機点検時、軸受温度検出器の端子カバーを破損させたため、当該カバーを交換。	D	
7	3号機	発電機水素ガス冷却系窒素ガス(操作用)配管手動弁閉操作時、操作ハンドルに破損が認められたため、当該弁を修理。	D	
8	4号機	気体廃棄物処理系排ガス予熱器入口水素濃度計において、指示値不良(ダウンスケール)が認められたため、当該計器の検出器を点検。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉の停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講ずることとしております。

\* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・行政広報グループ  
電話 0240-30-7802